

会議の公開・非公開について

県産品の物産振興の在り方について意見交換するものであり、本日の議事において非開示情報が含まれないことから、情報公開条例に基づき、公開する。

（参考）

■ 情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第19条

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 1 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 2 会議を開くことにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

■ 非開示情報（情報公開条例第8条第1項から抜粋）

6 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの